

公示の方法による送付書

令和7年12月5日

下記の書類は 近畿税理士会右京支部 で保管していますので、ご来訪のうえ受領してください。

近畿税理士会右京支部
支部長 藤田 高広

送付を受けるべき
税理士会員又は
税理士法人会員

登録番号又は
法人番号

143497

事務所住所又は
税理士法人事務所住所

京都府京都市右京区西院矢掛町29

氏名又は
税理士法人名

沖田 善文

代表者氏名

送付する書類の
名称

滞納支部会費「督促状」・・・・・・1通

【注意】

右京支部滞納支部会費徴収整理細則第5条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、書類は上記の者に到達したものとみなされます。